

株 主 各 位

東京都墨田区菊川三丁目1番11号
株 式 会 社 テ ィ ム コ
代表取締役社長 酒 井 誠 一

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年2月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区菊川三丁目1番11号
当社本社 4階会議室
3. 目的事項
報告事項 第46期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎決議の結果については、当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせいたします。
（当社ウェブサイト <http://www.tiemco.co.jp/ir/release.php>）

(添付書類)

事業報告

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(自平成26年12月1日至平成27年11月30日)における日本経済は、政府の成長戦略に基づく経済政策の実施や円安基調が続くなか、輸出を中心とした企業の景況感が下支えとなり、内需の緩やかな回復が見られました。一方、個人消費の回復は思いのほか鈍く、新興国経済の先行き不安感とともに、経済環境は不透明な状況が続きました。

当社の関連するアウトドア関連産業においても、消費税増税後の消費マインド低下、円安による物価上昇などの影響により、全般に厳しい市場環境となりました。

このような状況のなか、当社では収益内容の改善に取り組むべく積極的に営業活動を行ってまいりましたが、小売市場の低迷や商品仕入の遅延等の影響により販売が振るわず、当事業年度の売上高は28億37百万円(前期比3.2%減)となりました。

また、営業利益は23百万円(前期比5.8%減)、経常利益は30百万円(前期比15.5%減)となりました。なお、当期の特別損失として、当社が所有する本社及び商品センター等の土地及び建物の有形固定資産について減損損失13億96百万円を計上したことや、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討したことにより繰延税金資産を1億3百万円取崩し、法人税等調整額へ計上したことにより、当期純損失は14億83百万円(前期は純利益8百万円)となりました。

フィッシング事業

フィッシング事業に関しては、フライ用品は消耗品を中心に堅調に推移したものの、ルアー用品は仕入計画の遅延や取引先小売店の販売が低調であったことなどの影響により、販売は全般に苦戦をいたしました。

その結果、フィッシング事業の売上高は8億94百万円(前期比8.1%減)となりました。また、円安進行による輸入商品の原価の上昇や在庫品の値下げ販売等の影響を受け、セグメント利益(営業利益)は1億6百万円(前期比12.1%減)となりました。

アウトドア事業

アウトドア事業に関しては、富士登山ブームの沈静化や個人消費の減退のなか、春以降、防虫素材「スコーロン」を使用した衣料品を販売強化したことにより、春夏物衣料は堅調な販売実績となり第2四半期までの売上の低迷を補うこととなりました。しかしながら秋以降については気温の高い日が続き、防寒商品の販売は苦戦いたしました。

その結果、アウトドア事業の売上高は19億12百万円(前期比1.3%減)となり、セグメント利益(営業利益)は1億31百万円(前期比0.1%減)となりました。

その他

その他の主な内容は、損害保険代理業の手数料収入ならびに不動産賃貸収入売上であります。当事業年度に関しては、賃貸面積の増床により、その他売上高は30百万円(前期比55.9%増)となりました。また、セグメント利益(営業利益)は22百万円(前期比55.0%増)となりました。

(事業別売上高)

区 分	売上高(千円)	前期比(%)	構成比(%)
フィッシング事業	894,696	91.9	31.5
アウトドア事業	1,912,425	98.7	67.4
そ の 他	30,368	155.9	1.1
合 計	2,837,491	96.8	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、新製品ルアー等の金型製作、販売活動強化のための直営店の什器内装工事及びソフトウェア等に20百万円の投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

厳しい経済環境に置かれておりますが、こうした厳しい状況にも耐え得る体制を築き、安定した収益の確保を目指します。

まず、フィッシング事業に関しては、独創性のある商品企画はもとより、部門内の開発、宣伝、営業の連携を強化してまいります。フライ用品に関しては裾野の拡大、ルアー用品に関してはユーザー層の拡大を行ってまいります。アウトドア事業に関しては、オリジナルブランド「フォックスファイヤー」のさらなる認知度向上とユーザー層の拡大を行うことにより、事業全体の収益向上に努めてまいります。

また、フィッシング事業、アウトドア事業の各事業間においても、有機的に連携を強化し、ティムコとしての総合力を活かしてまいります。

(5) 財産及び損益状況

区 分	第 43 期 (平成24年11月期)	第 44 期 (平成25年11月期)	第 45 期 (平成26年11月期)	第 46 期 (平成27年11月期) (当期)
売 上 高 (千円)	2,804,235	2,856,588	2,930,748	2,837,491
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	3,390	△2,875	36,087	30,484
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	△79,346	△16,022	8,115	△1,483,882
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)	△28円14銭	△ 5 円68銭	2 円88銭	△537円23銭
総 資 産 (千円)	7,623,059	7,580,624	7,662,963	5,951,486
純 資 産 (千円)	6,695,666	6,650,300	6,626,646	4,926,084

(注) 「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成27年11月30日現在）

当社は、次に掲げる商品の輸出入、販売等を行っております。

区 分	主 要 営 業 品 目
フ イ ッ シ ン グ 事 業	ルアー用品、フライ用品
ア ウ ト ド ア 事 業	アウトドア用品
そ の 他	損害保険代理店業、不動産賃貸業他

(7) 主要な営業所（平成27年11月30日現在）

本 社	東京都墨田区
商 品 セ ン タ ー	千葉県習志野市東習志野
フォックスファイヤーストア 33店	国内主要都市

(8) 従業員の状況（平成27年11月30日現在）

従 業 員 数		平 均 年 齢	平均勤続年数
期 末 人 数	前期末比増減		
72名	—	43歳1ヵ月	16年1ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、契約社員等臨時従業員は含まれておりません。
2. 契約社員等臨時従業員の期中平均雇用人数は87名であります。

(9) 主要な借入先（平成27年11月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成27年11月30日現在）

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 2,476,571株（自己株式863,424株を除く）
- ③株主数 2,399名
- ④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
酒 井 貞 彦	547千株	22.1%
酒 井 誠 一	161	6.5
小 林 茂	99	4.0
酒 井 八 重 子	85	3.5
酒 井 由 紀 子	85	3.5
株 式 会 社 オ ー ナ ー ば り	84	3.4
株 式 会 社 S B I 証 券	60	2.4
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	55	2.2
和 泉 孝 雄	50	2.0
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	50	2.0

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（863,424株）を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第8条の定めにより、平成27年10月20日の当社取締役会決議に基づき、平成27年10月21日に市場取引により、342,600株（発行済み株式総数に対する割合10.3%）の自己株式を総額187,402,200円で取得しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	酒 井 誠 一	
常務取締役	中 山 芳 忠	管理部長
取 締 役	増 田 豊	社長室長
取 締 役	杉 本 安 信	アウトドア部長
常勤監査役	迫 田 邦 之	
監 査 役	千 田 一 夫	水道機工株式会社 社外監査役
監 査 役	関 口 義 信	

- (注) 1. 監査役千田一夫氏及び関口義信氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役千田一夫氏及び関口義信氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 3. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任年月日(退任事由)	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	霜 田 亮 太	平成27年5月31日(辞任)	フィッシング部長
常勤監査役	三 宅 宗 夫	平成27年2月26日(任期満了)	
監 査 役	三 浦 友 三	平成27年2月26日(任期満了)	三友エージェンシー代表

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	38,563千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	8,085千円 (2,450千円)
合 計	10名	46,648千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年2月27日開催の第26期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議しております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成10年2月26日開催の第28期定時株主総会において、年額17,000千円以内と決議しております。
 4. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名と監査役2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・監査役千田一夫氏は、水道機工株式会社との社外監査役を兼務しております。水道機工株式会社と当社との間には取引関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	千田一夫	当事業年度開催の定例月次取締役会及び監査役会の全回に出席し、必要に応じ、これまで培ってきた豊富な経験と知見に基づき、主に情報処理に係わる事項について、妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	関口義信	当事業年度開催の定例月次取締役会及び監査役会の全回に出席し、必要に応じ、これまで培ってきた豊富な経験と知見に基づき、主に内部統制に係わる事項について、妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末において社外取締役を置いておりませんが、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を検討した結果、平成28年2月26日開催予定の第46期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただくことを条件として、監査等委員会設置会社に移行することにより、社外取締役を置く予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
会計監査人としての報酬等の額	12,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分してならず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積り等の算定根拠などが、適切であるかどうかの検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

③処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制に係わる規程の作成、体制の整備を図り、行動規範とする。
 - ② コンプライアンス担当取締役を置き、法令及び社会規範の遵守のための社内教育を実施する。
 - ③ 社内のコンプライアンス上の問題点の把握に努め、問題点を発見した場合の内部通報の体制の整備を行う。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書の保存・管理の取締役責任者の選定をし、文書管理規程の機密文書等の取り扱いに従い取締役の職務執行に係わる情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス、季節変動と自然災害、環境、品質、著しい経済変動、輸出入における政治・経済情勢の変化及び法規制、情報セキュリティ等に係わるリスク管理については、各部門の担当取締役が行うものとする。
 - ② 新たなリスク発生時には取締役会において速やかに対応責任者を選定する。
 - ③ 管理部は、会社全体のリスクの発生を防止するため、各部門の担当取締役と情報の共有を図り網羅的に全体のリスクを管理する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月定例で開催するほか必要に応じて開催し、法令で定められた事項をはじめとする経営に係わる重要事項の決定を行う。
 - ② 迅速な意思決定を図るため、社長、各取締役、各部長から構成される部長会を適時開催し、目標達成のための情報の共有化を図り、重要案件の討議を行う。
 - ③ 取締役会における年度予算を策定し、修正予算を組み、月次・四半期業績の報告、具体的改善策と実施結果の検証を行う。

- (5) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、社長室所属の社員に監査業務に必要な事項を指示できるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員はその指示に関して、取締役及び社長室長等の指揮命令は受けないものとする。
 - ② 当該、社長室所属の監査業務補助社員の任命、異動等については、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員は、監査役に対して法定事項に加え、会社に著しい損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報体制下における通報の状況等を報告する。また、取締役及び社員は監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行う。
- ② 監査役には、稟議書その他主要な重要書類を回付し、また要請があれば直ちに関連資料等を提出する。

(7) 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査業務を適切に遂行するため取締役及び社員の業務執行者との意思疎通、情報交換等を図り監査を実施する。
- ② 監査役は、監査の実施に当り、法律、会計面に関する社外からの公正かつ適切な助言、指導等を受けるため、専門の弁護士や会計監査人とも相互連携する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 反社会的勢力の排除に向け、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 当社管理部を窓口とし、警察及び弁護士との連携のほか、本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、暴力排除活動の促進に積極的に参加する。

(9) 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当社は、財務報告の適正を確保し、法令を遵守した効率的な事業運営を目的として、内部統制システムを構築しております。全社横断的な視点から内部統制システムを整備するとともに運用状況进行评估し、必要に応じて当該担当部署に改善指示を行うことにより、内部統制システムの実効性を向上させております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分比は表示単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 記載金額には消費税等を含んでおりません。

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,048,437	流動負債	766,567
現金及び預金	1,274,909	支払手形	560,740
受取手形	142,930	買掛金	37,035
売掛金	469,213	リース債	20,559
有価証券	814,248	未払金	51,215
商品	1,293,682	未払費用	38,019
貯蔵品	21,179	未払法人税等	12,794
前渡金	2,318	未払消費税等	7,825
前払費用	15,278	前受金	4,049
繰延税金資産	12,605	預り金	9,782
その他の流動資産	3,906	返品調整引当金	24,544
貸倒引当金	△1,836	固定負債	258,834
固定資産	1,903,049	長期未払金	51,621
有形固定資産	1,318,274	リース債	52,301
建築物	626,876	繰延税金負債	6,616
構築物	4,957	退職給付引当金	124,003
機械装置	159	受入保証金	4,973
車両運搬具	2,367	資産除去債務	19,320
工具器具備品	10,568	負債合計	1,025,402
土地	653,376	(純資産の部)	
リース資産	19,969	株主資本	4,909,590
無形固定資産	64,998	資本金	1,079,998
商標権	5,097	資本剰余金	3,861,448
ソフトウェア	8,048	資本準備金	3,861,448
リース資産	47,831	利益剰余金	446,167
電話加入権	4,020	利益準備金	74,205
投資その他の資産	519,776	その他利益剰余金	371,961
投資有価証券	460,887	別途積立金	1,305,000
長期前払費用	2,292	繰越利益剰余金	△933,038
敷金・保証金	52,754	自己株式	△478,024
保険積立金	3,841	評価・換算差額等	16,493
		その他有価証券評価差額金	16,493
資産合計	5,951,486	純資産合計	4,926,084
		負債・純資産合計	5,951,486

損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高 価	2,837,491
売 上 原 価	1,537,751
売 上 総 利 益	1,299,739
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額	24,365
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	24,544
差 引 売 上 総 利 益	1,299,560
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,275,765
営 業 利 益	23,795
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,576
有 価 証 券 利 息	2,047
為 替 差 益	2,077
そ の 他 の 営 業 外 収 益	2,198
営 業 外 費 用	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,209
経 常 利 益	30,484
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
固 定 資 産 売 却 損	60
減 損 損 失	1,396,871
税 引 前 当 期 純 損 失	1,366,447
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,022
法 人 税 等 調 整 額	103,412
当 期 純 損 失	1,483,882

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成26年12月1日残高	1,079,998	3,861,448	3,861,448	74,205	1,305,000	584,674	1,963,880
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△33,830	△33,830
当期純損失(△)						△1,483,882	△1,483,882
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△1,517,713	△1,517,713
平成27年11月30日残高	1,079,998	3,861,448	3,861,448	74,205	1,305,000	△933,038	446,167

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年12月1日残高	△290,582	6,614,744	11,901	11,901	6,626,646
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△33,830			△33,830
当期純損失(△)		△1,483,882			△1,483,882
自己株式の取得	△187,441	△187,441			△187,441
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			4,592	4,592	4,592
事業年度中の変動額合計	△187,441	△1,705,154	4,592	4,592	△1,700,562
平成27年11月30日残高	△478,024	4,909,590	16,493	16,493	4,926,084

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
なお、時価法の適用により生じた評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定しております。
時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3～50年 / 工具器具備品 2～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成20年11月30日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (4) 長期前払費用 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 返品調整引当金
将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案し返品見込額を見積り、その売上総利益額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支給に備えるため、自己都合退職による期末要支給額から、中小企業退職金共済制度による給付相当額を控除後の金額を計上しております。

(追加情報)

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から、平成27年12月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%に、平成28年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

該当事項ありません。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,616,974千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
本社(東京都墨田区)	統括業務施設	土地及び建物等	—
商品センター (千葉県習志野市)	商品管理及び物流施設	土地及び建物等	—
千葉美浜倉庫 (千葉県千葉市美浜区)	賃貸事業倉庫他	土地及び建物等	—
社員厚生施設 (静岡県伊東市他)	福利厚生施設	土地及び建物等	—

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類別セグメントごとにグルーピングを行っております。

当社は、当事業年度において通期業績予想の下方修正に伴う将来の収益予想の見直しを行った結果、本社の土地及び建物を含むより大きな単位にて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に1,396,871千円計上しております。

その内訳は、本社880,138千円(土地855,133千円、建物25,005千円)、商品センター368,140千円(土地368,140千円)、千葉美浜倉庫142,739千円(土地131,784千円、建物10,955千円)、社員厚生施設5,853千円(土地2,662千円、建物3,190千円)であります。

なお、各資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額などを基に算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
発行済株式／普通株式(株)	3,339,995	—	—	3,339,995
自己株式／普通株式(株)	520,756	342,668	—	863,424

(注) 増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 平成27年10月20日開催の取締役会決議による自己株式の取得 342,600株
2. 単元未満株式の買取り 68株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年2月26日 定時株主総会	普通株式	33,830	12.00	平成26年11月30日	平成27年2月27日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成28年2月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,718	12.00	平成27年 11月30日	平成28年 2月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

長期未払金	16,673千円	減 損 損 失	12,659千円
退職給付引当金	40,052千円	そ の 他	2,361千円
たな卸資産評価損	12,538千円	繰延税金資産小計	163,825千円
未払事業税	1,900千円	評価性引当額	△149,911千円
投資有価証券評価損	1,823千円	繰延税金資産合計	13,914千円
返品調整引当金	468千円	繰延税金負債	
資産除去債務	6,240千円	資産除去債務に対応する除去費用	△55千円
繰越欠損金	69,106千円	その他有価証券評価差額金	△7,869千円
		繰延税金負債合計	△7,924千円
		繰延税金資産の純額	5,989千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については仕入計画に照らして、その一部資金を銀行等金融機関からの借入にて調達し、資金運用については安全性の高い金融商品に限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、債権管理規程及び販売管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や高格付社債等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。営業債務である支払手形及び買掛金は、殆どが4ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と思われるものではありません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,274,909	1,274,909	—
(2) 受取手形	142,930	142,930	—
(3) 売掛金	469,213	469,213	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,275,136	1,275,136	—
資 産 計	3,162,189	3,162,189	—
(1) 支払手形	560,740	560,740	—
(2) 買掛金	37,035	37,035	—
(3) 未払金	51,215	51,215	—
負 債 計	648,991	648,991	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	1,270,032	—
(2) 受取手形	142,930	—
(3) 売掛金	469,213	—
(4) 有価証券及び投資有価証券		
譲渡性預金	650,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	401,275
資 産 計	2,532,175	401,275

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

当社は、関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,989円07銭
2. 1株当たり当期純損失	537円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成28年1月15日開催の取締役会において、平成28年2月26日に開催を予定している第46期定時株主総会に、資本準備金及び別途積立金の減少について付議することについて決議いたしました。

1. 資本準備金及び別途積立金の減少の目的

平成27年11月期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、会社法に基づき資本準備金及び別途積立金の額を減少し、同額を下記に記載の剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1)減少する準備金の額

資本準備金 300,000,000円

(2)増加する剰余金の額

その他資本剰余金 300,000,000円

3. 別途積立金の減少

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1)減少する積立金の額

別途積立金 1,305,000,000円

(2)増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,305,000,000円

4. 効力発生日

(1)取締役会決議日 平成28年1月15日

(2)債権者異議申述最終期日 平成28年2月25日(予定)

(3)定時株主総会決議日 平成28年2月26日(予定)

(4)効力発生日 平成28年2月26日(予定)

(その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月22日

株式会社 ティムコ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薬袋政彦[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティムコの平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門（社長室）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月26日

株式会社ティムコ 監査役会

常勤監査役 迫 田 邦 之[Ⓔ]
監 査 役 千 田 一 夫[Ⓔ]
監 査 役 関 口 義 信[Ⓔ]

(注) 監査役千田一夫氏及び監査役関口義信氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の配当可能利益の充実を図り、機動的な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する資本準備金の額
資本準備金3,861,448,237円のうち300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の額
その他資本剰余金 300,000,000円
- (3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日
平成28年2月26日

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

平成27年11月期の繰越利益剰余金の欠損を補填し、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する積立金の項目及びその額
別途積立金 1,305,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,305,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一環として位置づけており、利益状況を勘案し株主の皆様への配当を重視した利益配分を行うことを原則としております。

このような方針に基づき、第46期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当につきましては、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円 総額 29,718,852円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年2月29日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行に必要な規定の一部を変更するものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう規定の一部を変更するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって、効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(削 除)
<u>(3) 監査役会</u>	<u>(2) 監査等委員会</u>
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数及び選任方法)	(取締役の員数及び選任方法)
第19条 当社の取締役は、8名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	第19条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	<u>2. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とする。</u>
(新 設)	<u>3. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>
<u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
<u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u>	<u>5. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発する。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) <u>第30条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役員の員数及び選任方法)</p>	
<p><u>第29条</u> 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p><u>第31条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会 日より3日前までに発することを要する。た だし、緊急の場合は、これを短縮することが できる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行 う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令に定める事項は、議事録 に記載または記録し、出席した監査役がこれに 記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に 定めるもののほか、監査役会において定める監 査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。</u></p>	(削 除)
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第37条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423条第1項の賠償責任について、法令の定め る要件に該当する場合には賠償責任を限定する 契約を締結することができる。但し、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最 低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会) <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で 組織する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって 常勤の 監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第38条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) <u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>)</u> <u>第1条 第46期定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さか い せい いち 酒井 誠一 (昭和43年7月11日生)	平成4年11月 当社入社 平成7年4月 当社社長室長 平成15年2月 当社取締役社長室長 平成19年2月 当社常務取締役社長室長 平成20年6月 当社アウトドア部担当兼務 平成22年12月 当社常務取締役アウトドア部担当 平成23年2月 当社代表取締役社長 現在に至る	161,900株
2	なか やま よし ただ 中山 芳忠 (昭和24年8月26日生)	平成5年5月 当社入社 平成5年12月 当社管理部長 平成9年2月 当社取締役管理部長 平成15年2月 当社常務取締役管理部長 現在に至る	1,000株
3	ます だ ゆたか 増田 豊 (昭和34年2月27日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年12月 当社アウトドア用品部長 平成12年2月 当社取締役アウトドア用品部長 平成15年12月 当社取締役商品部長 平成20年6月 当社取締役カスタマーリレーションズ部長 平成22年12月 当社取締役社長室長 現在に至る	3,000株
4	すぎ もと やす のぶ 杉本 安信 (昭和38年10月19日生)	昭和61年3月 当社入社 平成20年6月 当社アウトドア部長 平成23年2月 当社取締役アウトドア部長 現在に至る	1,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さこ だ くに ゆき 迫田 邦之 (昭和29年2月19日生)	昭和56年7月 当社入社 平成12年4月 当社管理部総務担当部長兼商品センター担当部長 平成26年2月 当社囑託社員 平成27年2月 当社常勤監査役 現在に至る	700株
2	ち だ かず お 夫 千田 一夫 (昭和23年9月6日生)	昭和42年4月 富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成10年2月 同行 新松戸支店 支店長 平成14年4月 矢野新商事株式会社 執行役員経理部長 平成18年4月 みずほスタッフ株式会社 顧問 平成18年6月 同社 常勤監査役 平成21年4月 水道機工株式会社 非常勤監査役 現在に至る 平成22年2月 当社監査役 現在に至る	一株
3	せき ぐち よし のぶ 関口 義信 (昭和24年8月16日生)	昭和47年4月 株式会社神戸銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成2年3月 同行資金証券企画部副部長 平成12年6月 三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務取締役 平成19年6月 さくらカード株式会社 監査役 平成24年6月 同社退社 平成27年2月 当社監査役 現在に至る	一株

- (注) 1. 千田一夫氏及び関口義信氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 千田一夫氏及び関口義信氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 社外取締役候補者の選任理由、独立性及び監査等委員である取締役との責任限定契約について
 (1) 千田一夫氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する幅広い知見を有しており、社外取締役に就任された場合、独立した立場から、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- (2) 関口義信氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する幅広い知見を有しており、社外取締役役に就任された場合、独立した立場から、当社の監査業務に貢献していただけると判断したものであります。同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- (3) 監査等委員である取締役との責任限定契約について
第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、各氏の選任が承認された場合には、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成8年2月27日開催の第26期定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただき、現在に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同額の年額150,000千円以内と定めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役の報酬額を年額17,000千円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

当社本社 4階会議室

東京都墨田区菊川三丁目1番11号 TEL : 03 (5600) 0122



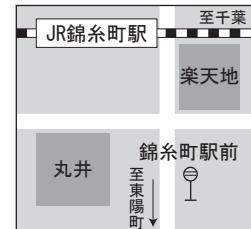
交通

地下鉄 都営新宿線「菊川駅」下車（A4出口）徒歩約3分

JR 「錦糸町駅」より

都営バス（築地駅前行）菊川三丁目下車徒歩約3分

※JR錦糸町駅より都営バスをご利用の方は、右図をご参照ください。



◎駐車場の用意はいたしておりませんので、

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。